

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 愛児会

**(目 的)**

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛児会の法人業務に伴う理事、監事、評議員（以下、役員等）及びその他理事長が必要と認めた者の報酬について定めるものである。

**(業務の種類)**

第 2 条 報酬及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 研修会への参加及び他施設への施設業務
- (5) その他、理事長が必要と認めた業務

**(役員等への報酬及び弁償)**

第 3 条 前条の(1)～(5)の業務について、別表1により報酬を支払うことができる。

2. 全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。
3. 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
4. 交通費は実費を弁償する。ただし、会議等の開催地が神戸市内の場合は支給しない。
5. 研修会への参加等については、参加費実費を弁償する。

**(理事長報酬)**

第 4 条 理事長を専任で行う者については、次の額を支給する。

- (1) 1か月あたり200,000円

**(公 表)**

第 5 条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改 廃)**

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(規則の改廃等)

平成23年10月1日	制 定
平成29年1月1日	一 部 改 正
平成29年6月24日	一 部 改 正

別表1

内容	報酬額
理事会	20,000円
評議員会	20,000円
評議員選任解任委員会	20,000円
監事監査	20,000円
神戸市指導監査	20,000円
研修会への参加	20,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

※本表に定める報酬に対しかかる源泉所得税は外税(2,274円)とする。